

労災疾患臨床研究事業費補助金研究
特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する
実態把握と課題解決のための調査研究(170302-01)
研究結果の概要(平成 29 年度～令和元年度)

研究代表者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
研究分担者	大久保靖司	東京大学環境安全本部 教授
	三柴 丈典	近畿大学法学部 教授
	立石清一郎	産業医科大学保健センター 准教授
	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所 助教
	伊藤 直人	産業医科大学産業医実務研修センター 助教

研究の目的

労働安全衛生法に基づき実施される健康診断に関して、以下の 3 項目についてその在り方を検討すること

1. 「有所見の基準」

“有所見”の定義の専門家間のコンセンサスを明らかにし、定義ごとの労働者全体（年齢・性別）に占める割合を算出すること

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

特定業務従事者健診の実態調査および専門家の意見聴取、および歴史的な背景の調査を行った上で、「特定業務従事者健診の対象業務」のあり方を検討すること

3. 「既往歴の聴取」

既往歴聴取について、文献調査、個別事例収集、専門家の意見聴取を行った上で、法的および倫理的側面からの検討を行い、「既往歴の聴取」に関するガイドを作成すること

研究の方法および結果

3 年の研究期間について、以下の検討を行った。

1. 「有所見の基準」

有所見の基準に関する考え方について、まず有所見の概念整理を行った。次に、収集した事例をもとに作成した質問票による実態調査および専業産業医ネットワークを活用したデルファイ法によるコンセンサス調査を実施した。法定健診項目について、有所見および「医師の指示人数」について、GPT(AST)の有所見を除きコンセンサス値が得られた。そこで得られた基準を参考にし、全国労働衛生団体連合会（全衛連）のデータベースを用いて、基準の分布や有所見率等について分析を確認した。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

事業場における対象業務の選定に関する事例収集および質問紙調査を行い、実態把握を行った。また、特定業務従事者健診に関する法整備の過程を調査した。その結果をもとに、統括産業医パネル等による特定業務従事者健診の意義、事後措置のあり方について概念整理を行い、コンセンサス調査を実施した。

3. 「既往歴の聴取」

企業等の規定や労働衛生機関の質問票を収集し、分析を行った。また、分析結果をもとに作成した質問紙を用いて調査を行い、実態を明らかにした。そのうえで、統括産業医パネルによる討論で、既往歴聴取のあり方について概念整理を行うとともに、法律の専門家による法的課題や

倫理的課題について検討を行った。それらの知見をもとに統括産業医等の議論を踏まえ、既往歴という機微な個人情報を収集するという観点で、不必要的健康情報を収集せず、収集した情報も適切に取り扱う必要があることを前提とした、「既往歴の情報収集取り扱い規程作成ガイド」案を完成させた。

考察および結論

1. 「有所見の基準」

「所見のあった者」のコンセンサスは、検査値の異常値の上限（または下限）が選択される傾向にあった。「医師の指示」については、高齢者医療確保法の特定保健指導のカットオフ値とは比較的大きな乖離が存在する。適正配置をベースとする産業保健活動の保健指導と、個人の健康管理の支援のみを目的とした特定保健指導について、それぞれ目的が違うためカットオフ値に違いが存在するものと考えられる。今後、特定健康診査と定期健康診断を有意義に実施するためには、医師の指示レベルについては産業保健職が対応し、特定健康診査のカットオフ値以上のものは特定保健指導で実施するなどの工夫を行うことで、両者の連携がなされることが期待されると考えられた。また、個々の健診項目だけでなく、総合的に評価することをもって判定することや、そのための判断基準を明らかにしていくことが必要と考えられる。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

今後のあり方に関して、項目1：特定業務従事者健診の対象業務の一部を含む有害要因の曝露業務については特殊健診に一本化することが望ましい、項目2「特定業務従事者健診の対象業務」のなかで、深夜業など身体負荷の高い業務は一般健診でメインのターゲットとしている脳心疾患等と関連性があるため、従来通りの方法で年2回の特定業務従事者健診として実施することが望ましい、項目3「高所作業や運転業務など、作業者の能力を問う『職務適性の評価』」が特に必要な業務に対する健康診断の位置づけを明確にして、既往歴や服薬歴の充実や健診項目を追加した健康診断を行うことが望ましい、が挙げられた。

3. 「既往歴の聴取」

作成されたガイドでは、既往歴という機微な個人情報を収集するという観点で、不必要的健康情報を収集せず、収集した情報も適切に取り扱う必要があることを基本とした。また、不必要的健康情報を整理した。具体的には、下記の①と②の2要件を満たした場合、収集する必要はない情報であり、①と②と③の要件も満たした場合収集すべきでない情報と考えられる。

① 健康状態と業務の適合に下記に挙げられるリスクがないと考えられること

- a. その健康状態であると求められている業務を遂行できること
- b. その健康状態であると業務を遂行できず、本人や他者の安全を脅かす可能性があること
- c. 当該業務を従事することで、その健康状態が悪化する可能性があること

② その健康状態であることを事業者が知りえた場合、業務の適合を高めるための措置がとれないこと

③ その健康状態である情報が一般的に知られたくない、もしくは偏見を生じる可能性がある健康状態であること